公正取引委員会から認定を受けた排除確保措置計画に基づくお知らせ

当社は、当社の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」といいます。）に違反する疑いがあるとして、公正取引委員会から調査を受けていたところ、確約手続に係る通知を受けました。当社は、当該通知に基づき、独占禁止法に違反する疑いの理由となった下記１の行為が排除されたことを確保するために必要な措置に関する計画（以下「排除確保措置計画」といいます。）を作成し、公正取引委員会に排除確保措置計画の認定の申請を行ったところ、令和７年８月６日付けで、排除確保措置計画について公正取引委員会から認定を受けました。

当社は、この排除確保措置計画に従い、次の事項をお知らせします。

当社は、令和７年８月２２日開催の取締役会において、次の事項を決議しました。

１　当社が、令和６年１０月頃から令和７年４月頃までの間、自社が販売する「SYNCHRO WEATHER」と称する自動車用オールシーズンタイヤ（以下「シンクロウェザー」という。）について、小売価格を維持するという方針の下、希望小売価格を定めた上で行っていた以下の行為を取りやめていることを確認すること。

⑴ 自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に対し、希望小売価格で販売するよう要請する、実質的な割引を行わないよう要請する又はＥＣモールへ出品しないよう要請することにより、小売業者にシンクロウェザーを希望小売価格で販売するようにさせる行為

⑵ 希望小売価格より低い価格で販売している、実質的な割引を行っている又はＥＣモールに出品している小売業者を、他の小売事業者からの苦情などにより把握した場合、当該小売業者に対し、希望小売価格で販売するよう要請する、実質的な割引を取りやめるよう要請する又はＥＣモールへの出品を取り下げるよう要請することにより、小売業者にシンクロウェザーを希望小売価格で販売するようにさせる行為

２　自社が販売する自動車用タイヤに関して、前記１と同様の行為を行わないこと。

なお、本文中の用語のうち、別表「用語」欄に掲げるものの定義は、別表「定義」欄に記載のとおりです。

別表

番号	用語	定義
１	オールシーズンタイヤ	１年を通して使用することが可能な全天候型タイヤ
２	実質的な割引	商品の購入時にポイントを付与する、商品の配送に係る費用を無料にする、商品の取替えに係る工賃を無料にするなど、小売価格の引下げ以外の方法により、一般消費者に対して経済上の利益を提供すること
３	ＥＣモール	インターネット上で多数の事業者と一般消費者を仲介し、商品を販売する場を提供する目的で第三者が運営するプラットフォームであるオンライン販売サイト